

玉 掛 け 技 能 講 習

この講習は、岩手労働局長登録機関(登録番号48-1030)として、労働安全衛生法に基づいて実施するものです。
 つり上げ荷量1トン以上のクレーン等の玉掛け業務に就くときは、玉掛け技能講習修了証を有する者でなければ就業できないことになっております。(クレーン運転士などの資格のみでは荷掛け、荷はずしはできません)
 この講習を受講し、学科及び実技試験に合格した方に『修了証』を交付いたします。(後日交付)
 つきましては、資格取得に必要な技能講習を下記日程により開催いたしますのでご案内申し上げます。

1. 日 時 学科 令和9年1月20日(水)～21日(木) 8:45～17:05 (受付 8:30 刈エーション 8:45)
 実技 令和9年1月22日(金) 7:45～17:45 (集合 7:45)

※集合時間は厳守してください。遅刻、早退、欠課の場合は受講修了と認められませんのでご注意ください。

2. 会 場 学科 気仙教育会館(大船渡市盛町字東町14-2) ◎駐車場あり
 (複数名でお申込みの場合はできるだけ乗り合わせでお願いいたします)

実技 佐賀組(大船渡市盛町字田中島27-1) ◎駐車場あり

3. 受講資格 18歳以上の方(18歳未満で受講の方は、18歳より修了証が有効となります。)

4. 修了試験 学科・実技講習科目について修了試験を行います。

5. 受講料等 【全科目受講者】 27,555円(消費税10%込)(受講料25,850円 テキスト代1,705円)

【一部免除者】 25,355円(消費税10%込)(受講料23,650円 テキスト代1,705円)

6. 一部免除 次の方は、申請により講習の一部が免除されます。

(1) クレーン・デリック運転士免許、クレーン運転士免許、移動式クレーン運転士免許、デリック運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けたもの。

(2) 床上操作式クレーン運転技能講習又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了したもの。

免除科目 (イ) 学科→クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識

(ロ) 実技→クレーン等の運転のための合図

7. 申込締切日 12月25日(金) ただし先着20名に達し次第締切らせていただきます。

締切日までに受講料のお支払いがない場合、申込みが取消しされることがありますのでご注意ください。

※申込者数が少ないときは開催を中止することがあります。

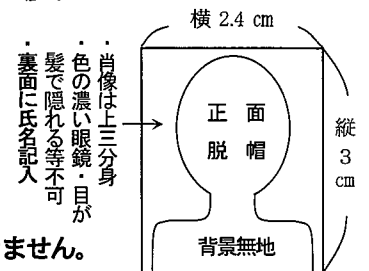
8. 申込の取扱 1月8日(金)以降の申込取消及び欠席については、受講料のお返しはできません。

9. 申込方法 裏面の「受講申込書」に受講料・テキスト代・写真1枚(右図参照。鮮明なもの。デジタルカメラ等の不鮮明なものは不可。)を添えて下記までお申込みください。また、一部免除申請のある方は、該当する免許証、修了証のコピー(顔写真が確認できるもの)を貼付願います。

(申込書FAX可。免許証、修了証のコピー、写真は郵送願います。)

※銀行送金の場合は、申込締切日までに下記口座へお振込みください。

お振込みの方には受講票発送時、領収証を同封させていただきます。



(公財)岩手労働基準協会 大船渡支部 電話 0192-47-3882 FAX 0192-47-3887

〒022-0003 大船渡市盛町字中道下2-25 大船渡商工会議所 別棟2階

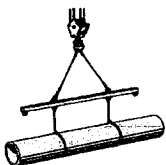
岩手銀行 大船渡支店(普) 0318834 ※お振込手数料はご負担願います。

10. カリキュラム

1日目(学科)	2日目(学科)	3日目(実技)
8:45～9:00 オリエンテーション	9:00～13:50 クレーン等の玉掛けの方法(4H)	7:45～8:15 実技試験
9:00～10:00 クレーン等に関する知識(1H)	(休憩10:00～10:05、11:05～11:10)	8:15～16:20 クレーン等の運転のための合図(1H)
(休憩10:00～10:05)	昼食12:10～12:50	クレーン等の玉掛け(6H)
10:05～13:50 クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識(3H)	(休憩13:50～13:55)	(休憩9:15～9:20、10:50～10:55)
(休憩11:05～11:10)	13:55～14:55 関係法令(1H)	昼食11:55～12:40
昼食12:10～12:50	(休憩14:55～15:00)	(休憩14:10～14:15、15:45～15:50、16:20～16:25)
休憩13:50～13:55)	15:00～16:00 学科試験	16:25～17:45 実技試験
13:55～17:05 クレーン等の玉掛けの方法(3H)	16:00～16:30 実技試験	
(休憩14:55～15:00、16:00～16:05)		

*終了時間は試験の状況により前後します。

11. その他
- (1) 受講票は後日郵送いたします。5日前までに届かないときは当支部へご連絡ください。
 - (2) 一部免除受講者は該当する免許証、修了証を原本確認のため受講日に必ずご持参ください。
 - (3) 筆記用具・電卓を必ずご持参ください。(試験時は、鉛筆・消しゴム使用。電卓機能付携帯電話は使用不可。)
 - (4) 学科修了後の実技日程を次回へ繰越等の変更は出来ませんので充分ご注意ください。
 - (5) 実技講習にはヘルメット(貸出有)、笛、革手袋、安全靴等服装を整えてください。
 - (6) 昼食をご準備ください。
 - (7) 当協会では、受講者を対象とした「賠償責任保険」に加入しています。
 - (8) 雇用調整助成金受給事業所は、教育訓練の対象になることがあります。



玉 掛 け 技 能 講 習 受 講 申 込 書

※協会使用欄

学科 令和9年1月20日(水)～21日(木)
実技 令和9年1月22日(金)

実施管理者	原本照合確認	免除要件確認

ふりがな		生 年 月 日	昭 和 年 月 日 平 成
氏 名	併記を希望する場合の旧姓又は通称		
現 住 所	(番地まで詳しくご記入ください) TEL()()() 〒 ー 緊急用 携帯電話()()()		

(※個人受講者は、記入の必要はありません。)

勤 務 先	所 在 地	〒 ー TEL()()() FAX()()()			
	事業所名	担当者名 内 線 ()			
※該当箇所にお印を お付けください。		(公財)岩手労働基準協会会員の有無	会 員	非会員	受講料振込予定日
		受 講 票 送 付 希 望 先	勤務先	自 宅	月 日

令和 年 月 日

受講者名(本人自署) _____

公益財団法人 岩手労働基準協会 会長 殿

【 受 講 一 部 免 除 申 請 書 】

運転士免許証・技能講習修了証 貼付欄 (裏面に記載がある場合は、忘れずに裏面のコピーも貼付してください。)

※一部免除 次の方は申請により講習の一部が免除されます。

- (1) クレーン・デリック運転士免許、クレーン運転士免許、移動式クレーン運転士免許、デリック運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けたもの。
- (2) 床上操作式クレーン運転技能講習、又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了したもの。

※受講一部免除申請者は、該当する運転士免許、技能講習修了証の写し(顔がはっきり確認できるもの)を申込書に貼付し、**原本確認のため受講当日に必ずご持参ください。**

(学科講習期間内で確認出来ない場合は一部免除の対象にはなりません。)

※氏名が申込書と異なる場合は無効となりますので、講習会前までに書替し提出してください。

(記入に際しての注意事項)

- 1) 「氏名(ふりがな)」、「生年月日」、「現住所」欄には、誤りのないようはつきり、丁寧に記入してください。(鉛筆書き不可)
 - 2) 訂正の場合は二重線で訂正してください。(訂正印不要) **修正テープ不可。**
 - 3) 忘れずに**担当者名**をご記入ください。
 - 4) 実施管理者欄は当協会で使用します。
 - 5) 「氏名」の欄は、旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望する場合には、併記を希望する氏名又は通称を記入してください。(旧姓を使用した氏名の場合: 戸籍謄本のほか、旧姓を併記した住民票、自動車運転免許証等の証明書を添付(写し)すること。通称の場合: 住民票又はそれに類する証明書を添付(写し)すること。)
- いずれも受講当日正本を提示してください。

※申込書に記入していただいた個人情報は、技能講習の実施のために使用するものであり、受講者の同意なしに目的以外には一切使用しません。